

高萩市教育委員会共催及び後援承認事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会が市民団体その他の団体（以下「団体等」という。）と共催する事業又は団体等が行う事業の後援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 教育委員会が事業の企画又は運営に参加する等、当該事業の実施についてその一部を分担することをいう。
- (2) 後援 教育委員会が事業の趣旨に賛同し、その開催に当たって名義のみの使用をもって支援することをいう。

(名義の表示)

第3条 この要綱の規定により教育委員会が共催又は後援（以下「共催等」という。）を行う事業において、使用する名義の表示は、「高萩市教育委員会」とする。

(承認の基準)

第4条 教育委員会の共催等の名義の使用（以下「名義使用」という。）を承認する事業の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次のいずれかの団体等が行うものであること。

ア 国又は地方公共団体

イ 学校その他の教育機関

ウ 公益法人又はこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）

エ 新聞社、放送機関、通信社その他の報道機関

オ 市内を活動拠点とし、又は市内に事業所を置く法人又は団体
（ウに掲げるもの及び宗教法人を除く。）

カ アからオまでに掲げるもののほか、教育長が適当と認めるもの

(2) 公益性が高く、団体等が十分遂行できるものであると認められること。

(3) 保健衛生、事故及び災害防止のために必要な措置が講じられていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる事業については、名義使用を承認しないものとする。

(1) 教育委員会の施策に反するもの

(2) 営利又は商業的な宣伝を目的とするもの

(3) 政治的又は宗教的な性格を有するもの

(4) 高萩市暴力団排除条例（平成23年高萩市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等が関与しているもの

(5) 公序良俗に反し、又はそのおそれのあるもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が名義使用を承認することが適当でないと認めるもの

（承認の申請）

第5条 名義使用の承認を受けようとする団体等は、名義使用を開始

する日の30日前までに、共催等承認申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育長に提出しなければならない。

- (1) 事業を主催する団体等の定款、規約その他団体等の概要を明らかにする書類
- (2) 役員及び事業関係者の住所、氏名及び役職名を明らかにする書類
- (3) 開催要項、企画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類
- (4) 事業に係る収支予算を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類
(承認の決定等)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、名義使用の承認の可否を決定し、共催等承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により、当該団体等に通知するものとする。

2 前項の規定により名義使用の承認を受けた団体等は、当該名義使用の承認を受けた事業に関し発行する印刷物等に教育委員会が共催等をしている旨の表示をし、又はその旨を放送等により公表することができる。

(承認の条件)

第7条 教育長は、名義使用の承認に際し、次に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 開設又は開催の場所について、公衆衛生及び安全配慮の措置が講じられていること。

- (2) 教育委員会は、後援の名義の使用を承認した事業に要する人的、物的及び金銭的な負担を負わないこと。
- (3) 教育委員会は、後援の名義の使用を承認した事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任を負わないこと。
- (4) その他教育長が特に必要と認めること。

(事業計画の変更等の届出)

第8条 名義使用の承認を受けた団体等は、事業の内容等に変更が生じたとき、又は事業を中止するときは、共催等事業変更（中止）届（様式第3号）により、直ちに教育長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、名義使用の承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しにより生じた損害については、教育委員会は一切その責任を負わないものとする。

- (1) 事業の内容等に虚偽があったとき。
- (2) 教育委員会の名誉を失墜させる行為があったとき。
- (3) 第4条第1項の基準に該当しなくなったとき。
- (4) 第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。

2 教育長は、前項の規定により名義使用の承認を取り消したときは、共催等承認取消通知書（様式第4号）により、当該団体等に通知するものとする。

(実施報告書の提出)

第10条 団体等は、名義使用の承認を受けた事業が終了したときは、

事業終了後 30 日以内に共催等事業実施報告書（様式第 5 号）を教育長に提出しなければならない。

（委任）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

高萩市教育委員会教育長 宛て

所 在 地

団 体 名

代表者名

連絡先電話番号

共催等承認申請書

共催等の名義使用の承認を受けたいので、高萩市教育委員会共催及び後援承認事務取扱要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 種別 共催・後援
- 2 事業の名称
- 3 実施場所
- 4 実施期日又は期間
- 5 事業の目的
- 6 参加対象者及び予定人数
- 7 高萩市教育委員会以外への共催等の申請（申請中を含む。） 有・無
有の場合のその他申請先 高萩市・その他（ ）
- 8 添付書類
 - (1) 事業を主催する団体等の定款、規約その他団体等の概要を明らかにする書類
 - (2) 役員及び事業関係者の住所、氏名及び役職名を明らかにする書類
 - (3) 開催要項、企画書等事業の目的及び内容を明らかにする書類
 - (4) 事業に係る収支予算を明らかにする書類
 - (5) その他教育長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

高萩市教育委員会教育長

印

共催等承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請があったことについて、下記のとおり決定したので、高萩市教育委員会共催及び後援承認事務取扱要綱第 6 条第 1 項の規定により通知します。

記

1 承認する。

- (1) 種別 共催・後援
- (2) 事業の名称
- (3) 実施場所
- (4) 実施期日又は期間
- (5) 後援に伴う名義の使用期限 年 月 日まで
- (6) 承認の条件

ア 開設又は開催の場所について、公衆衛生及び安全配慮の措置が講じられていること。

イ 教育委員会は、後援の名義の使用を承認した事業に要する人的、物的及び金銭的な負担を負わないこと。

ウ 教育委員会は、後援の名義の使用を承認した事業及びこれに伴う行為から生じた損害等の賠償責任を負わないこと。

エ その他教育長が特に必要と認めること。

(7) その他

ア 事業の内容等に変更が生じた場合は、直ちに届け出ること。

イ 事業が終了した場合は、事業終了後 30 日以内に報告すること。

2 以下の理由により承認しない。

理由

年 月 日

高萩市教育委員会教育長 宛て

所在地

団体名

代表者名

連絡先電話番号

共催等事業変更（中止）届

年 月 日付け 第 号で名義使用を承認された事業について、
下記のとおり変更（中止）するので、高萩市教育委員会共催及び後援承認事務取扱要綱
第8条の規定により届け出ます。

記

1 事業の名称

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

3 変更（中止）理由

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

高萩市教育委員会教育長

印

共催等承認取消通知書

年 月 日付け 第 号で名義使用を承認した事業について、
下記の理由により共催等の名義使用の承認を取り消したので、高萩市教育委員会共催
及び後援承認事務取扱要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 取消しの理由
- 3 その他

年 月 日

高萩市教育委員会教育長 宛て

所 在 地

団 体 名

代表者名

連絡先電話番号

共催等事業実施報告書

年 月 日付け 第 号で名義使用を承認された事業が終了
しましたので、高萩市教育委員会共催及び後援承認事務取扱要綱第 10 条の規定により
下記のとおり報告します。

記

1 事業の名称

2 実施場所

3 実施期日又は期間

4 参加者数 人

5 事業結果の概要